

議員発案第 7 号

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4年 9月27日

提出者	加茂市議会議員	山田義栄
賛成者	同	白川克広
	同	中野元栄
	同	樋口博務
	同	樋口浩二
	同	関龍雄

令和 4年 9月27日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

原案可決

加茂市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

加茂市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加茂市議会の議員の定数は、 <u>15人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加茂市議会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。